

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会
合同会合 事務局 御中

中央環境審議会 地球環境部会臨時委員 小林 悦夫

「京都議定書目標達成計画」の見直し及び「地球温暖化対策の推進に
関する法律」の改正についての意見

今までの検討を踏まえ、京都議定書目標達成計画の見直し及び地球温暖化対策の推進に
関する法律改正にかかる意見を提出致します。

1 廃棄物発電

廃棄物を焼却する際、発生するエネルギーを利用して行う廃棄物発電については、最近、「一
般廃棄物焼却施設に係るものは、市町村の財政難から更新が進まない、産業廃棄物施設にかかる
ものは、投資回収期間が長い等の理由により、伸び悩んでいる現況にある。

これは、廃棄物焼却の目的が減容化に主目的が置かれ、省エネのためのエネルギー回収という
視点が抜けていることにあると考える。

このことから、廃棄物発電等の再生エネルギー、自然エネルギー利用による発電の電力を高値
で購入するシステムを構築すること。たとえば、電力会社は、再生・自然エネルギー利用の電力
を高値で購入した費用を買電価格に転嫁し、全国民の負担とする等の施策を講じる。

また、廃棄物処理業者に自主行動計画を策定させ、その対策において廃棄物発電によるエネル
ギー削減を適切に評価し、廃棄物発電導入のインセンティブとすることを提案したい。

2 地球温暖化対策商品のラベル化

排出量が著しく増加している家庭部門の対策を強化することが求められているが、その大き
な原因は国民の意識の欠如と言われている。しかし、それ以外に、どのような製品、サービ
スが地球温暖化対策に寄与するかと言った情報が提供されていないことにも起因すると考えら
れる。

このことから、製品・サービスを提供する事業者が自ら、地球温暖化対策にどれだけ寄与し
ているかを情報提供することが重要である。また、このような情報を正確に提供するため、国
として、製品、サービスにエコマークのようなラベルを付けて、登録する事業を実施するこ
とを提案したい。

3 目標達成計画の厳正な進捗管理

来年度より第1約束期間に入ることから、今までの進捗管理を更に強化し、産業界における
自主行動計画や森林吸収量、排出権の国際（国内も）取引等、目標達成計画に係る各事業の厳
正な進捗管理を行うべきである。

また、これらの対策による削減量が、排出量等のインベントリー計算にどう反映しているか
も検証していくべきである。

4 排出削減に係る地方公共団体の関わりの強化

(1) 現状における地方自治体等の関わり

現在、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方自治体等の関わりは、次の通りで
ある。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報
告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、

温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

(地球温暖化防止活動推進員)

第二十三条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

- 2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附随する事業

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

(2) 提案すべき事項

都道府県等にかかること

都道府県等の地方自治体が、地球温暖化対策に関与する事項は、第20条2に努力規定が記され、また、第21条に、自らの削減についての実行計画の策定が義務づけられているのみで、当該地域内における産業、業務、家庭等のトータルの削減対策に関しての具体的な施策、事務についての規定がされていない。

このことから、地方自治体においては、一部の団体で条例による規定を設けているものの、全体としてはその意識が希薄な状態にある。その証拠に、第21条に基づく実行計画についても、都道府県は全自治体で策定されているものの、市町村においては、義務づけられているにもかかわらず、3分の1しか策定されていない。

これからの実行ある削減を進めて行くには、住民と密接な関係にある地方自治体が積極的に関わっていくことが重要である。このためには、都道府県等における「地域版の目標達成計画」の策定を義務付けるとともに、その策定や進捗管理に必要な情報の収集、指導に係る権限を付与すべきである。

特に、事業者に係る事項については、下記の事業者報告や省エネ法に基づく報告等を地方自治体経由とし、その削減方途についての指導ができる規定を設けるべきである。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十一条の二 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)

に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所(事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でないと認められる特定排出者として主務省令で定めるもの)にあっては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十一条の六第二項第二号において同じ。)ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

地球温暖化防止活動推進センター

都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、地方センター)は、第24条で、都道府県による指定とその役割が示されているだけで、その活動に係る財源等についての規定がなされていない。このことは、環境省の指定による全国センターにおいても同様である。環境省の委託によって維持されている全国センターはまだしも、地方センターのほとんどが財政貧困な公益法人、NPO法人であり、都道府県からの支援もほとんどなされていない。

このような地方センターは、自らの収益と職員のボランティアに支えられており、事務所経費もままならず、職員の人件費や活動に係る交通費、資材調達等には職員やボランティアによ

る自己負担となっており、住民の意識の低さが問題となっている現状を認識しつつも、十分な活動が行えない実情にある。

このことから、地方センターに対する都道府県からの支援を明記するとともに、国においても、全国センター、地方センターへの支援の強化を行うことが必要である。

また、国や地方自治体からの支援のほか、事業者や個人の篤志家による支援の仕組みの構築が必要である。例えば、全国センターが全国的に、また、地方センターが地方において地球温暖化対策基金の創設が考えられるが、企業におけるCSRの一環として資金等に提供を行った場合の税免除や自主行動計画における評価を実施してもらいたい。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）は、都道府県等から委嘱を受けて活動しているが、ほとんど地方自治体等からの支援はなく、活動に係る交通費、資材費等を自前で用意する状態であり、人件費等は当然確保されていない。

このことから、収入を別途確保しながらの活動となり、十分な活動とはいえない状況にある。地球温暖化対策の必要性を十分感じながら、不十分な活動しかできないもどかしさが、推進員の大きなストレスとなっている。人件費は無理にしても、活動に伴う交通費、資材調達費が支援できれば、住民に一番近い推進員の普及啓発活動とは活発となり、家庭部門での削減に大きく寄与することが期待できる。

推進員の活動を支援するため、国、地方自治体において財源確保を行うとともに、前述の推進センター支援のために創設される基金のなかで、推進員の支援も行える仕組みの構築を行ってもらいたい。

地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、第26条規定に基づき地方における関係団体等の調整機関となっているが、現在、設置されている地域協議会でその地域の地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他を調整する機能を持っているものは、ごく僅かであり、ほとんどが、環境省の「地域協議会による普及啓発事業」助成金を得るための受け皿として設立されたものがほとんどであり、助成金を受けられなくなると休眠状態となっている。

当初の目的の調整機能はなく、また、登録が地方自治体を經由せず、環境省が直接行っているため、地方自治体、地方センターとの連携も希薄な状態となっている。

環境省は、法律による設立趣旨を踏まえて、地域協議会を指導することが必要であるが、さらに、充実した地域協議会とするため、地域協議会の登録や指導の権限を地方自治体に移譲することが必要である。

活動に必要な財源の確保

全国センター、地方センター、推進員等は公的機関でないため、自己資金の確保が不十分な状況にあることから、活動するに必要な資金を確保するため、国（環境省等）、都道府県が法に基づき、資金を提供できるよう法整備を行うとともに、産業界、篤志家からの資金を提供していただく基金等の仕組みの構築を要請する。

意見の総括

地方における地球温暖化対策の仕組みは、法体系のなかの地方自治体や地方センターなどの地方推進体制の仕組みに問題があり、関係する団体、個人の活動が連携せず、各々の活動が相乗効果どころか、相殺されているとさえ考えられる。

これからの地球温暖化対策は、第一約束期間に入り、さらなる強化が必要な時期である。このような時期に、国民や企業と密接な関係がある地方自治体、地方センターが中核となつて、市町村、推進員等と一体となった、連携ある活動が重要である。

このことから、地球温暖化対策の推進に関する法律の地方に係る条文の全面改正を行い、地方自治体を中心となつて、推進活動が行える法整備を行うことを強く要請したい。

併せて、地方センター、推進員等が十分な活動が行える財源確保の仕組みの構築を要請したい。